**第一条**　特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年環境庁告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号リ、ル及びヲ並びに第六条第一項第三号ツからムまでに規定する環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。<br>第一～第八　（略） | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号リからルまで及び第六条第一項第三号ツからムまでに規定する環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。<br>第一～第八　（略） |

**第二条**　無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　廃石綿等（令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。）<br>五　（略） | 2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　廃石綿等（令第二条の四第五号ヘに規定する廃石綿等をいう。）<br>五　（略） |

**第三条**　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平成十八年環境省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七第十四項第六号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。 | 1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七第十三項第六号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。 |

**第四条**　石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成十八年環境省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （石綿含有一般廃棄物の処分又は再生の方法）<br>**第一条**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第二号ト⑵本文の規定による石綿含有一般廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。<br>一　令第五条第一号に掲げる一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第九条の十第一項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十 | （石綿含有一般廃棄物の処分又は再生の方法）<br>**第一条**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第二号ト⑵本文の規定による石綿含有一般廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。<br>一　令第五条第一号に掲げる一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第九条の十第一項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十 |